校内指導体制　　**別紙１**

南伊勢高等学校南勢校舎いじめ防止基本方針

↑ 策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】
校長、教頭、事務長、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、各学年主任
・人権教育推進係
※その他必要に応じて、教育相談係・養護教諭・担任等校内関係者及び心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等に出席を求めるものとする。

○学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
○いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
○いじめに関するアンケートの実施と結果集約
○いじめの認知および解消に必要と考えられる調査や教育相談の実施

↓ 年間計画等　　↑ 情報等の報告　　↓ 連携促進

未然防止

○学習指導の充実
・授業規律の徹底
・「わかる」授業づくり
・授業公開の実施
○特別活動の充実
・ホームルーム活動の充実
・体験活動の充実
○生徒会活動の充実
○人権教育の充実
○情報教育の充実
・情報モラル指導の充実
○校内研修等の実施

早期発見

○情報の収集
・教員による観察
・生徒、保護者、地域からの情報
・各学期１回のアンケート調査実施
○教育相談体制の充実
・教員による教育相談
・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
・いじめ相談機関の周知
○情報の共有
・管理職への報告
・職員会議等での情報共有
・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

・学校いじめ防止基本方針の周知
・学校だより等の発行
・保護者会の定期開催
・地域の会議、行事への参加
・インターンシップの実施
・学校運営協議会委員等の学校行事見学　等

教育委員会との連携

・いじめ事案の報告
・人的支援の要請　等

関係機関との連携

・学校警察連絡協議会参加
・児童相談所との連携
・市町福祉部局との連携　等

※いじめ発生時の対応については別紙４を参照

早期にいじめを発見するためのチェックリスト　　別紙２

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 必要以上に明るく振る舞っている
- ☐ おどおどしたり、作り笑いをしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 感情の起伏が激しい
- ☐ 元気がなく、一人で下校することが 増える
- ☐ 遅刻・欠席・早退が増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ グループ活動の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている

◎ 昼食時

- ☐ １人で机に突っ伏している
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ おかずなどを他の生徒にあげたりしている
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服が汚れていることが多い
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画　　別紙３

月	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組
４月		・中学校訪問 ・生徒情報共有	・いじめ相談機関の周知 ・個人面談週間
５月	・個人面談週間の情報集約、情報共有 ・学校いじめ基本方針の確認、周知 ・年間計画作成		・いじめアンケート①
６月	・いじめアンケート①　集約、分析、情報共有	・人権ＬＨＲ	
７月			・保護者会
８月			
９月	・いじめアンケート②　集約、分析、情報共有	・中学校訪問	・いじめアンケート②
１０月		・授業公開	
１１月		・中学校との情報共有 ・３年生　人権ＬＨＲ	・個人面談
１２月		・人権講演会	・保護者会
１月			
２月	・いじめ防止対策取組評価 ・いじめアンケート③　集約、分析、情報共有	・１・２年生　人権ＬＨＲ	・いじめアンケート③
３月	・学校いじめ基本方針見直し	・次年度への申し送り	

いじめ発生時の組織的対応　　**別紙４**

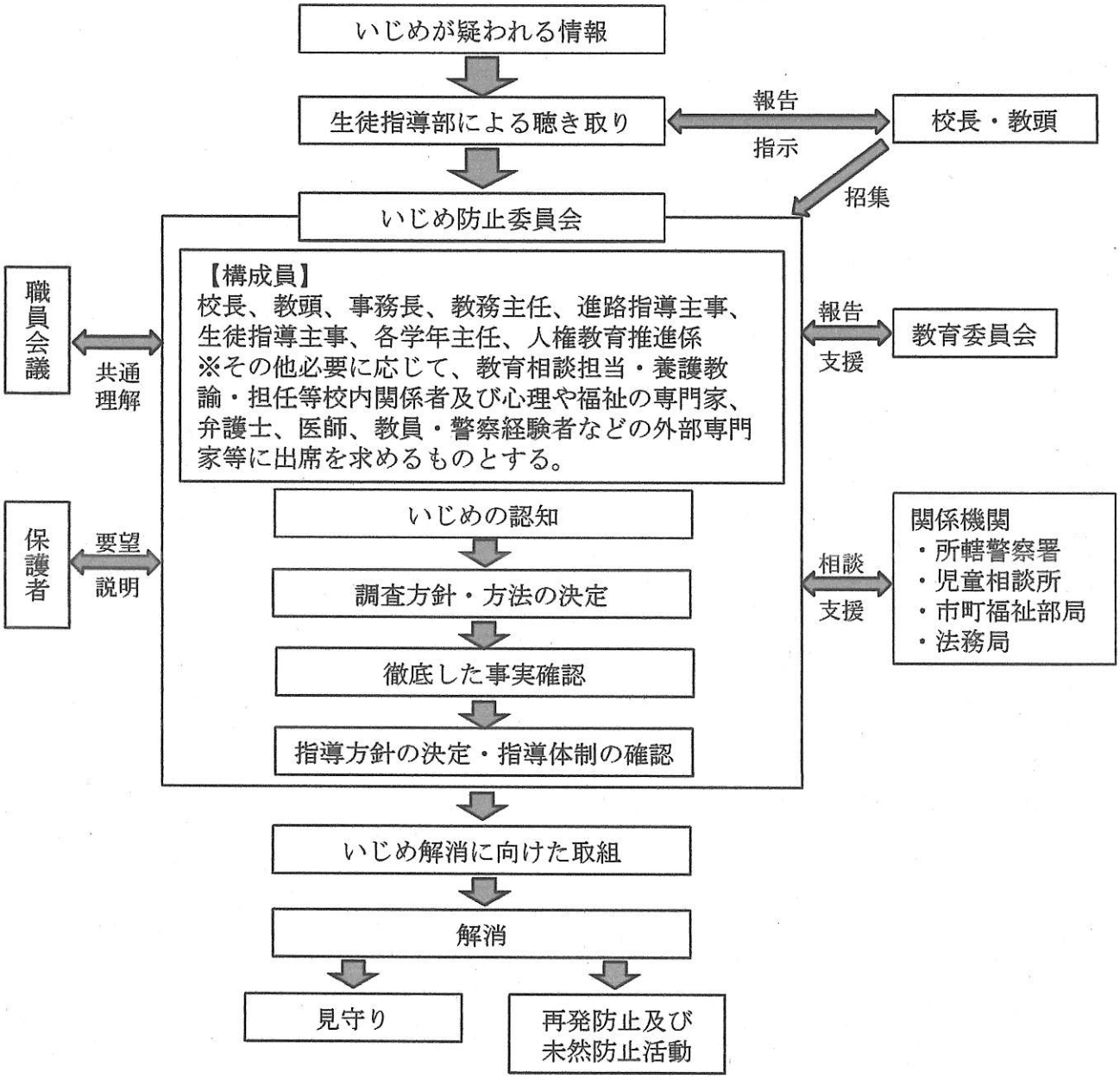

【学校の対応】
- 被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- 被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- 被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- 被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- 保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- 犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。